

西区役所課長代理等専決要綱

(趣旨)

第1条 西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号。以下「専決規程」という。）第11条第1項の規定による西区役所の課長代理等（専決規程第1条に規定する課長代理等をいう。以下同じ。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(課長代理等専決事項)

第2条 西区役所の課長等（専決規程第1条に規定する課長等をいう。以下同じ。）が専決している次の各号に掲げる事項については、課長代理等に専決させるものとする。

- (1) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の時間外勤務、休日勤務に係る命令及び認定、休憩時間の調整に関する事
- (2) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張に関する事
- (3) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事

(総務課長代理専決事項)

第3条 総務課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎内及び庁舎前の掲示の決定に関する事
- (2) 遺失物の処理に関する事

(住民情報担当課長代理専決事項)

第4条 住民情報担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 住居表示に係る住居番号の付定及び通知に関する事

(保健福祉課長代理専決事項)

第5条 保健福祉課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府重度障害者在宅介護支援給付金の支給に関する申請等の進達に関する事
- (2) 大阪府重度障害者特例支援給付金の支給に関する申請等の進達及び通知に関する事
- (3) 放送受信料免除に関する該当証明書の交付及び申請の進達に関する事
- (4) 有料道路における障がい者割引措置に関する身体障がい者手帳又は療育手帳への記載等及びETC利用対象者証明書の発行に関する事
- (5) 敬老優待乗車証の交付に関する申請等の進達に関する事
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する申請等の進達に関する事

(介護保険担当課長代理専決事項)

第6条 介護保険担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険被保険者証への指定居宅介護支援事業者等の名称の記載に関すること
- (2) 要介護認定等の情報提供に関すること

(生活支援担当課長代理専決事項)

第7条 生活支援課担当長代理の専決事項は、大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条の事務のうち、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関すること
- (2) 法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関すること
- (3) 法第26条の規定による保護の停止及び廃止のうち、保護の停止に関すること
- (4) 法第27条の規定による指導及び指示のうち、軽易かつ定例なもの
- (5) 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること
- (6) 法第28条の規定による報告、調査及び検診に関すること
- (7) 法第30条及び第31条の規定による生活扶助に関すること
- (8) 法第32条の規定による教育扶助に関すること
- (9) 法第33条の規定による住宅扶助に関すること
- (10) 法第34条の規定による医療扶助に関すること
- (11) 法第34条の2の規定による介護扶助に関すること
- (12) 法第35条の規定による出産扶助に関すること
- (13) 法第36条の規定による生業扶助に関すること
- (14) 法第37条の規定による葬祭扶助に関すること
- (15) 法第37条の2の規定による保護の方法の特例に関すること
- (16) 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること
- (17) 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること
- (18) 法第55条の6の規定による就労自立給付金の支給及び進学準備給付金の支給に係る報告に関すること
- (19) 法第80条の規定による返還の免除に関すること
- (20) 保護費の変更を伴わない軽易な記録等に関すること
- (21) その他前各号に準ずる軽易かつ定例の事務に関すること

(異例な事項等に関する特例)

第8条 この要綱に定める課長代理等の専決事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。）を受けなければならない。

附 則（平成20年10月1日）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。